

共通仕様書

第1節 一般事項

1-1

適用範囲

- 1 この仕様書は、公益財団法人横浜企業経営支援財団が施工する工事等の業務に適用する。
- 2 工事業務はそれぞれの種別に応じて本仕様書に定める仕様書に従い履行するものとする。
- 3 業務別仕様書に記載されている事項はこの仕様書に優先する。
- 4 工事施工に関して、本仕様書の記載が無い事項は、「横浜市建築局建築工事特則仕様書」「横浜市建築局機械設備工事特則仕様書」「横浜市建築局電気設備工事特則仕様書」「横浜市建築局監修（機械設備工事施工マニュアル）」「横浜市建築局監修（電気設備工事施工マニュアル）」「電気設備技術基準」「内線規程」「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」「建築工事標準仕様書」「電気工事標準仕様書」「機械設備工事標準仕様書」各最新版に準拠すること。

1-2

用語の定義

- 1 監督員とは、公益財団法人横浜企業経営支援財団担当職員をいう。
- 2 現場責任者とは、請負人が通知した現場責任者をいい、工事業務の指揮監督をするものをいう。
- 3 指示とは、監督員が請負人に対し工事業務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- 4 承諾とは、請負人の発議により請負人が監督員に報告し、監督員が了解することという。
- 5 協議とは、監督員と請負人が対等の立場で合議することをいう。

1-3

法令の遵守

請負人は、業務の履行にあたり、作業に関する諸法規を遵守し、作業の円滑な進捗を図る。

1-4

官公署 その他

請負人は、業務に必要な官公署への手続きを速やかに行い、手続きに要する費用は請負人の負担とする。

1-5

疑義の解決

請負人は契約に定める事項について疑義を生じた場合には、監督員と協議して解決するものとする。

1-6

提出書類

請負人は業務着手前に以下の書類を監督員に提出する。

- 1 契約書の写し
- 2 工事業務着手届出書
- 3 工事代金内訳書
- 4 現場代理人選任通知書
- 5 工程表
- 6 工事施工計画書（工事概要、緊急連絡網等）

第2節 現場管理

2-1

現場責任者

現場責任者は業務の管理に必要な資格、知識及び経験を有する者とする。
また、その資格を証明する資料を監督員に提出すること。

2-2

日程管理

- 1 請負人は日程表に基づき適正な進捗に努めるものとする。
- 2 工事作業に先立ち、監督員と調整し詳細な日程表を作成し提出する。
- 3 請負人は日程に変更が生じるおそれのある場合には、監督員の承諾を受けるものとする。

2-3

作業車の 乗入れ

請負人は業務に伴う作業車等を工事場所へ乗入及び駐車を行う場合は、施設管理者の許可を受けることとする。

2-4

利用への 安全対策

- 1 請負人は作業にあたって、利用者に危険のないよう十分な安全対策を講じるものとする。
- 2 工事作業が、横浜市産学共同研究センター及び横浜新技術創造館等の利用者へ影響を及ぼすおそれがある場合には、バリケードやお願い板・注意標識などを設置し、利用者へ注意を促すようにすること。

2-5

安全衛生 管理

- 1 工事作業時の安全衛生に関する管理は、現場責任者が関係法令に従いこれを行う。ただし、別に責任者が定められた場合はこの者に協力する。
- 2 工事作業現場は常に整理整頓及び清掃を行う。
- 3 危険箇所の点検を行うときは、十分に注意して事故の防止に努める。

2-6

事故発生時 の処置

工事作業中に、工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故、又は、第三者に損害を与えた事故が発生した場合は、直ちに応急処置等を講じる。

このとき、事故発生の原因及び経過、事故の被害の内容等について、速やかに監督員に報告しなければならない。

2-7

現状復旧の 義務

請負人は義務に伴う施設・器具等を、損傷させないように適切な方法で養生を行う。万一、損傷を与えた場合には速やかに監督員に連絡するとともに、その指示に従い請負人の負担において現状に復旧し報告するものとする。

2-8

後片付け

請負人は請負業務の作業終了後、速やかに現場の後片付けをし、入念な清掃を行うものとする。

第3節 工事業務の完了

3-1

完了図書

請負人は、工事業務完了後、速やかに以下の完成図書を監督員に提出する。

- | | |
|------------------------------|----|
| 1 完成図書 | 2部 |
| (工事件名、目次、施工年月日、施工業者名を表記) | |
| (完成図、機器仕様書、試験成績表、取扱説明書、保証書等) | |
| 2 施工写真(工事前、中、竣工。カラー) | 2部 |
| 3 電子データ | 1式 |

3-2

業務の完了

請負人は、工事業務の完了後、速やかに以下の書類を監督員に提出する。

- (1) 工事業務完成届出書
- (2) 請求書

第4節 完成図書の作成要領

4-1

完成図書

完成図書は、工事業務の成果となるものであり、記録をまとめて作成し、監督員に提出する。

- (1) 工事担当者編成表
- (2) 工事材料等承諾願
- (3) 請負人選定通知書
- (4) 完成図
- (5) 発生材処分証明書類
- (6) 工事写真

4-2

作成要領

作成要領は、次のとおりとする。

- (1) 完成図書は、記録を清書し、施設ごとに整理して1冊のファイルに綴じ込む。
- (2) ファイルはA4サイズとし、左綴じ左見開きとする。
- (3) 電子納品(CD-R 1枚)

4-3

表紙の記載

表紙は黒文字・横書きとし次の項目を記載する。

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 年 度 | 実施年度を記載する。 |
| (2) 名 称 | 工事請負契約書と同じ名称にする。 |
| (3) 完成図書 | 「〇〇〇工事」 |
| (4) 年 月 日 | 完成図書提出年月日 |
| (5) 受託者名 | 施工業者名を記載する。 |

横浜市産学共同研究センター・横浜新技術創造館中央監視装置等更新工事
特記仕様書

1-1 件 名	横浜市産学共同研究センター・横浜新技術創造館中央監視装置等更新工事		
1-2 履 行 場 所	横浜市産学共同研究センター・横浜新技術創造館		
1-3 履 行 期 間	契約締結日から令和8年3月27日まで		
1-4 工事の目的	本工事は、既設中央監視装置等を新規に構築して、当該施設の受変電、空調設備、動力設備、居室の電力、水道、ガス等の使用量等の継続集中監視を行うことを目的とする。 また、稼働中の設備のため、停電や切り替え時間は可能な限り最小限にして、無監視状態がないようにする。		
1-5 現場責任者	現場責任者は、電気設備、通信設備の取り扱いに精通した者とする。		
1-6 工事の内容	1 中央監視装置等を更新する。 (1) 中央監視装置、周辺機器、ネットワーク機器等 1 式 (CRT画面は、24インチ程度でプリンターは不要) (2) 自動制御機器更新（室内用温度センサー、室内設定器、FCUコントローラー等） 1 式 (3) 緊急通報装置設置（警報発報時5か所程度に自動電話連絡する） 1 式 (4) 既設リモート盤改造 1 式 (リモート盤（サブパネル）リモートコントローラー含む) (5) エンジニアリング更新 1 式 (システム設計、ソフトウェア設計、ハードウェア設計等) (6) 試運転調整 1 式 (ソフト調整、対抗試験等) (7) 計装工事 (FCUコントローラー更新、室内設定器更新、室内用温度センサー更新) (8) 撤去据付工事 1 式 (9) 産業廃棄物処理費等 1 式		
1-7 中央監視装置	1 中央監視装置		1 式

1-8

自動制御機器

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) RCP-0 サブパネル | 1 面 (リモートコントローラー含む) |
| (2) KRS-1 サブパネル | 1 面 (リモートコントローラー含む) |
| (3) JRS-1 サブパネル | 1 面 (リモートコントローラー含む) |
| (4) RS-M2 サブパネル | 1 面 (リモートコントローラー含む) |
| (5) RS-2 サブパネル | 1 面 (リモートコントローラー含む) |
| (6) RS-3 サブパネル | 1 面 (リモートコントローラー含む) |
| (7) RS-4 サブパネル | 1 面 (リモートコントローラー含む) |
| (8) RS-5 サブパネル | 1 面 (リモートコントローラー含む) |
| (9) RCP-R サブパネル | 1 面 (リモートコントローラー含む) |
| ※盤筐体含め交換 (屋外耐重塩害仕様) | |
| (10) 1RS-1 サブパネル | 1 面 (リモートコントローラー含む) |
| (11) 2RS-1 サブパネル | 1 面 (リモートコントローラー含む) |
| (12) 3RS-1 サブパネル | 1 面 (リモートコントローラー含む) |
| (13) 4RS-1 サブパネル | 1 面 (リモートコントローラー含む) |

※(10)以外盤筐体再利用

1-9

適用範囲

現場の施工に際し、下記の点に注意すること。

本設計書及び仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本設計書や仕様書及び図面に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等又は、工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、工事受注者の責任において全て完備すること。

また、決定に当たっては、工事受注者と発注者とで協議して決定すること。

1-10

疑義

本仕様書に定めた事項について、疑義が生じた場合は (公財) 横浜企業経営支援財団 (甲) と受託者 (乙) が協議して決定する。

また、工事施工中に疑義が生じた場合も、その都度書面にて甲と乙が協議して決定する。

1-11

現場の施工

施工は、設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。

1 施工

- (1) 現場工事は、安全に十分考慮して作業を実施すること。
- (2) 必要によりエレベーター内の養生を行うこと。
- (3) 現在使用中の設備のため、必ず 1 台は運転できる状態で作業を行うこと。
- (4) 工事用電源が必要な場合は、甲が指定した場所から使用すること。
- (5) 施工上コア抜等が必要な場合は、アスベスト等の調査及び対応をすること。
- (6) 計装工事に使用する材料等は、請負人が積算すること。

2 安全管理に基づいて、実施すること。

- (1) 工事の施工にあたっては常に最新の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆

及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速に監督員に報告するとともに、事後対応すること。

- (2) 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。
- (3) 工事施工中に事故が発生した場合は、ただちに適正な措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告すること。
- (4) 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の応急措置並びに連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。
- (5) 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方を講じること。
- (6) 危険物を使用して工事を施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願いを提出し、承諾を得ること。
- (7) 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けると共に立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。

3 現場管理

整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。また、本工事は施設を運転しながら工事になるため、点検整備に支障が生じないように十分配慮すること。

4 仮設

本工事に必要な電源は、既存設備より供給する。

5 発生材の処理

発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。また、産業廃棄物処理は、マニフェストを提出すること。

6 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。

7 工事終了後の措置

工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。

8 その他

- (1) 工事期間中は、入居テナント、来館者に支障がないように工事を施工すること。
- (2) 工事期間中、利用者等の安全には十分注意すること。
- (3) 施工にあたり事前に担当者と綿密に協議し、騒音・振動・異臭等の発生される作業及び資材等の搬出入は、監督員の承認を得ること。
- (4) 工事関係者が現場以外の施設内に立ち入る際は、担当者の承認を得ること。
- (5) 施工にあたりトラブルが生じた場合は、監督員に連絡して解決を図ること。

- (6) その他に発生した事項については、監督員と打合せのうえ、施工すること。
- (7) 工事車両は、指定された場所に駐車すること。また、工事関係者用に駐車場を無償で用意することができる。
- (8) 施工に使用する電気、水道は無償提供する。
- (9) 今回の工事で使用するケーブルは、既存ケーブルを使用しても構わない。
- (10) 設計書の内訳書及び仕様書、図面は、あくまでも参考であり、現在設置されている機器等が優先とする。
また、設計に当たり、中央管理点一覧や管理者の意見も取り入れ、貴社独自のソフトやハードで構成すること。
- (11) 請負人は、発注者と綿密な打ち合わせを行い、設計に対する見落としがないようにすること。
- (12) 発注者が CSV データの取り出し可能及び画面の文字等の変更が可能とする。
- (13) 本設備は、メンテナンスフリーを原則とし、故障等の対応はスポット対応とする。